

事業案内

～ 未来に残そう！美しい海と渚 ～

全ての生命の源であり、穏やかな気候や地球規模の水循環に大きな役割を果たしている海
太古より多種多様な生命を育み、人々に多くの恵沢を授けてくれる豊穣なる海
わたしたちは、この美しく豊かな海を次の世代に健全な状態で引き継ぐことができるよう、
微力ではありますが、全力で海洋環境の保全活動に取り組むとともに、
古より海を生活の糧としている漁業者の皆様を応援してまいります



公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構

1 設立

当機構は、船舶、工場等からの流出油による漁場油濁の拡大防止、漁場清掃の推進及び原因者不明の漁業被害の救済を目的として昭和50年に設立された（財）漁場油濁被害救済基金と、海と渚の環境美化、水産資源の保護及び海洋環境の保全活動への支援等を目的として平成4年に設立された（社）海と渚環境美化推進機構が平成23年10月4日に合併し、新たに（財）海と渚環境美化・油濁対策機構として認可されたものです。その後、内閣総理大臣から認定を受け、平成25年4月1日に内閣府所管の公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構となりました。

2 目的

当機構は、海と渚の環境美化、水産資源の保護その他の海洋・海岸環境の保全整備を推進し、「青く豊かな海・美しい浜辺」の保全、保存、整備、活用を図るとともに、船舶、工場等からの流出油による漁場油濁の拡大防止と漁場清掃の推進及び原因者が不明の漁業被害の救済を行うことにより、被害漁業者の迅速な救済と漁場の保全を図り、もって国民の福祉の増進及び漁業経営の安定に資し、併せて水産業の振興に寄与することを目的としています。

3 事業概要

当機構は、次世代にきれいな海を引き継ぐため、全国各地の漁業者や市民・ボランティアの活動を支援するとともに、海と渚の環境美化及び海洋環境の保全の重要性を普及・啓発するための活動等に取り組んでいます。また、漁場油濁による被害漁業者の救済と漁場保全のため、漁業被害に対する救済金の支給や漁業者等が防除清掃に要した費用の支弁を行うとともに、油濁汚染に関する講習会、調査研究等の防止対策事業を行っています。なお、これらの事業は、当機構の活動に賛同する企業、団体及び個人からの寄付金(会費、募金を含む)、並びに国、都道府県及び民間からの助成金(委託費を含む)で運営されています。

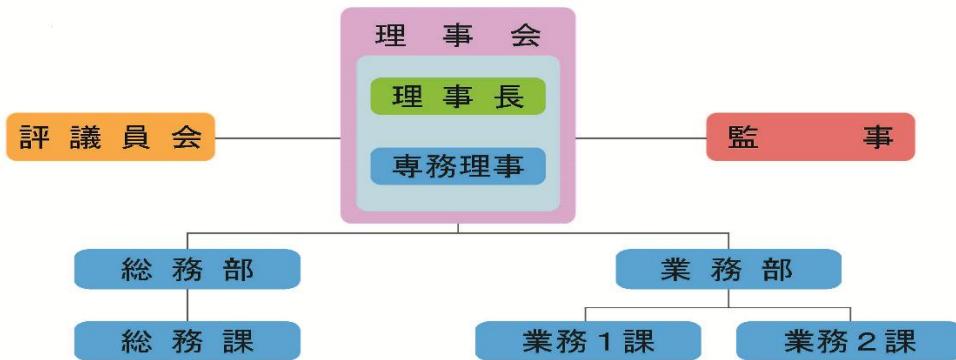
(1) 油濁対策関連事業

- ① 原因者が判明しない漁場油濁により被害を受けた漁業者に対する救済金の支給
- ② 原因者が判明しない漁場油濁の拡大防止及び汚染漁場の清掃に要した費用の支弁
- ③ 原因者が判明しているが原因者による防除・清掃作業が行われない場合に漁業者が行う防除清掃作業に要した費用の支弁、及び漁業者が行う防除・清掃作業に法が定める船主責任限度額以上の費用を要した場合における限度額を超えた費用に対する支弁
- ④ 漁場油濁被害防止等に関する調査研究及び漁業者等への知識の啓発・普及

(2) 海と渚環境美化事業

- ① 海と渚の環境美化、水産資源の保護その他の海洋・海岸環境の保全整備に関する活動の支援、推進及び普及・啓発
- ② 海と渚の環境美化、水産資源の保護その他の海洋・海岸環境の保全整備に関する調査研究並びに情報の収集、分析及び提供
- ③ 「海の羽根」募金運動の推進

【機構組織図】



注) 令和6年12月12日現在、評議員は10名、理事は8名、監事は2名です。

油濁対策関連事業

～ 油濁事故から豊かな海を守ろう ～

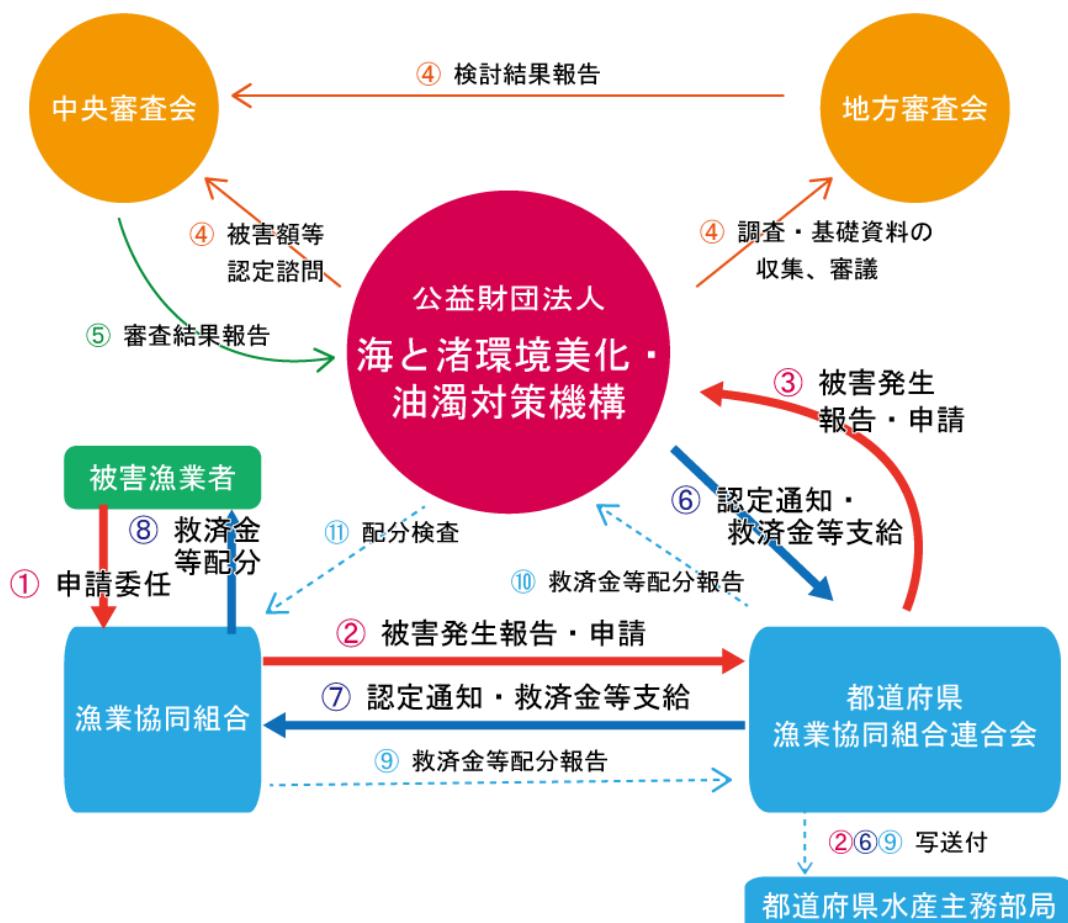
国、都道府県及び民間団体3者の拠出金他により、油濁事故から豊かな海洋環境と漁業者の日々の生活を守り、美しく豊かな海の保全と、里山・里海の源である漁村の営みを支えています。

1 漁業被害救済事業と防除清掃事業(原因者不明)

原因者不明の油濁事故により漁業被害が発生した場合、また、漁業者自ら流出した油の防除作業又は清掃作業を行った場合は、審査会の意見を聞いて認定した漁業被害救済金又は防除清掃費をお支払いします。なお、当事業の対象となる「油」は、原油、潤滑油、鯨油及び重油並びにこれらの油を含む油性混合物となります。



- 漁業被害救済金（以下「救済金」という）
- 防除清掃費（以下「防除費」という）



（図1）原因者不明油濁事故における救済金・防除費の申請と支給の流れ

2 特定防除事業(原因者が判明している事故)

原因者が判明しているものの、以下のように原因者による防除清掃作業が行われないためにやむを得ず漁業者等がこれらの作業を行った場合、又は漁業者が行った防除清掃作業に要する費用が法に定める船主責任限度額の上限を超えた場合は、審査会の意見を聞いて認定した防除清掃費をお支払いします。なお、当事業の対象となる「油」は、原油、潤滑油、鯨油及び重油並びにこれらの油を含む油性混合物となります。

また、原因者が判明している事故については、漁業被害救済金は支給されません。この特定防除事業は、平成 15 年度に創設されました。

i. 原因者が判明しているにもかかわらず、原因者による防除清掃作業が行われない場合

漁業者等が行った防除清掃作業に要した費用の一部を支弁します。（上限は 1 事故につき 1 都道府県当たり 1,500 万円まで）

なお、特定防除費を支弁された漁業者等は、原因者負担の原則から、機構が支払った特定防除費に相当する金額を原因者に対し損害賠償請求する旨の信託協定を機構との間で締結していただきます。

原因者による防除清掃作業が行われない理由としては、以下のような場合があります。

- a. 船主責任保険に未加入又は低額加入。
- b. 不穏当な航海あるいは保険料の未納等を原因とした保険金の支払免責
- c. 船主等への連絡不能
- d. 船主等に資力がない

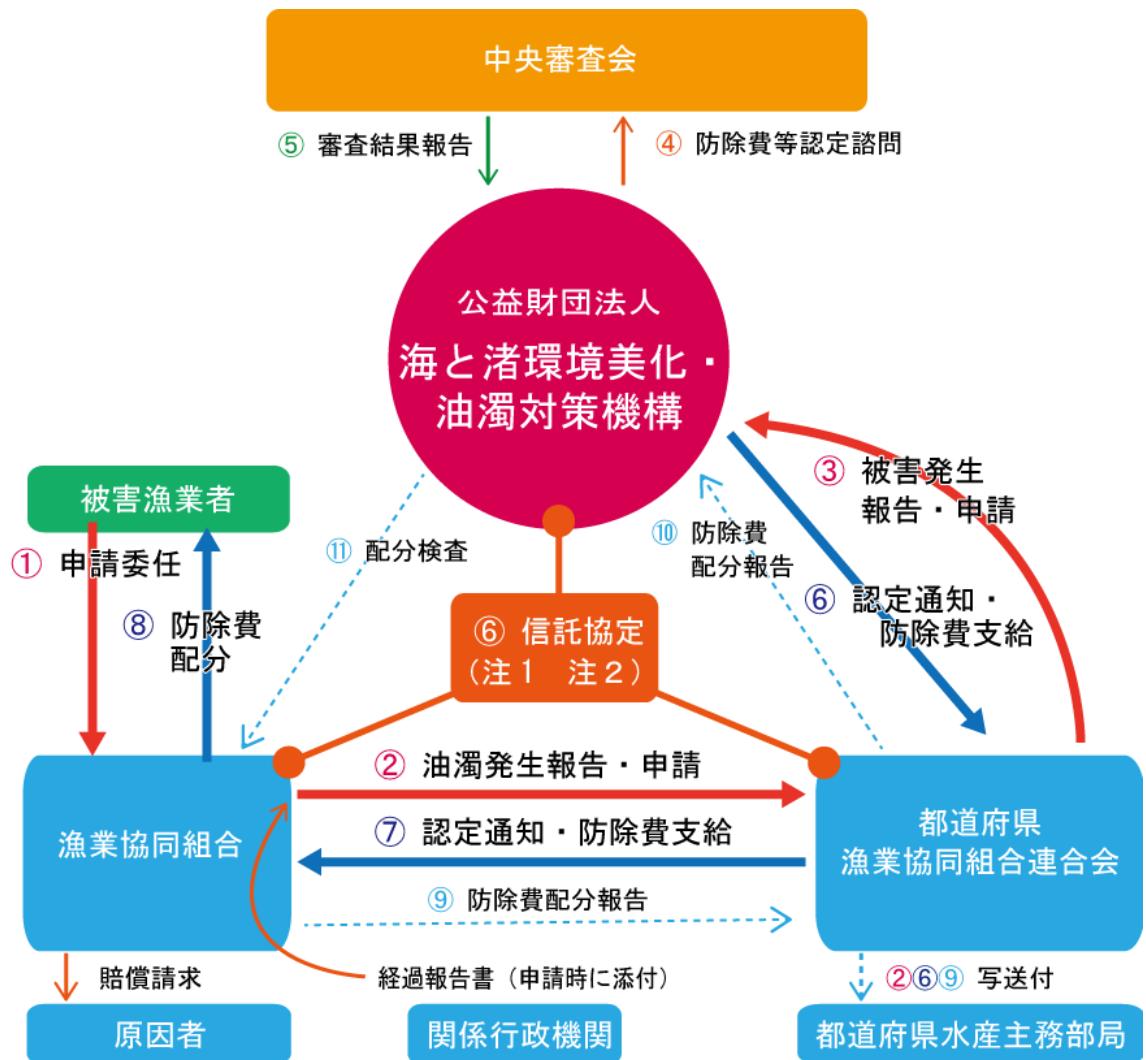
ii. 原因者が支払ったものの、漁業者等が行った防除清掃作業に要した費用が船主責任限度額を超えた場合

漁業者等が行った防除清掃作業に要した費用のうち船主責任限度額を超えた部分の費用の一部を支弁します。（上限は 1 事故につき 1 都道府県当たり 5,000 万円まで）。

なお、この場合は、漁業者等は機構との間で信託協定を結ぶ必要も、原因者に対する損害賠償請求を行う必要もありません。

* 詳しくは「漁場油濁被害救済制度と申請の手引き」をご参照ください。





(図2) 原因者判明油濁事故における防除費の申請と受給の流れ

注1：原因者が防除措置を行わない場合、漁業協同組合は機構と信託協定を結んで、原因者に賠償請求する。

注2：責任限度額を超える場合は信託協定を結ぶ必要はない。

3 漁場油濁被害防止対策事業（国庫補助事業）

内水面を含む漁場油濁被害の未然防止及び軽減を目的とした漁業者等向けの講習会の開催や、事故発生時に事故現場で漁業者等に防除清掃作業の指導を行う専門家の派遣を行っています。

① 漁場油濁防止対策普及事業

内水面を含む漁場油濁被害の未然防止及び軽減に向けて、油濁事故に関する基本的な知識及び対応策の普及のため、漁業者等を対象とした講習会に講師を派遣しています。



座学講習



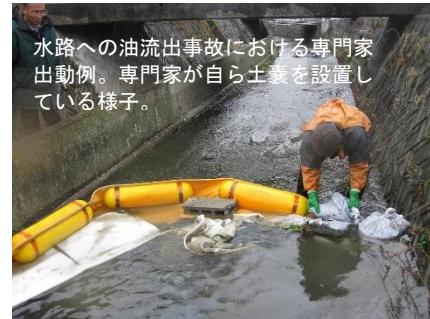
水槽実験



実技講習

② 漁場油濁被害対策専門家派遣事業

突発的な油濁事故に適切に対応していただくため、専門家を事故現場へ派遣し、漁業者等に対して具体的な防除作業の方法・留意点について指導を行っています。



③ 油濁事故対応マニュアルの作成

突発的な油濁事故に的確に対応していただくため、油防除マニュアル、ビデオ等を作成しています。

④ 情報誌「油濁情報」を発刊

年に2回、油濁関連情報を掲載した情報誌を作成し、公表しています。

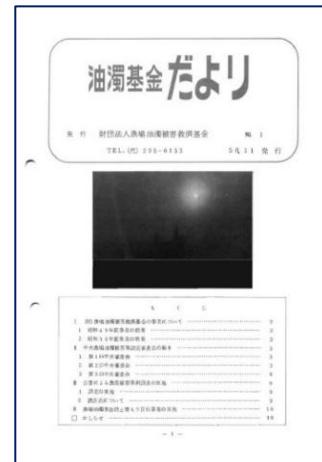
※昭和50年に設立された（財）漁場油濁被害救済基金における油濁情報（「油濁基金だより」）についても、全て当機構ホームページに掲載しています。



令和7年8月号

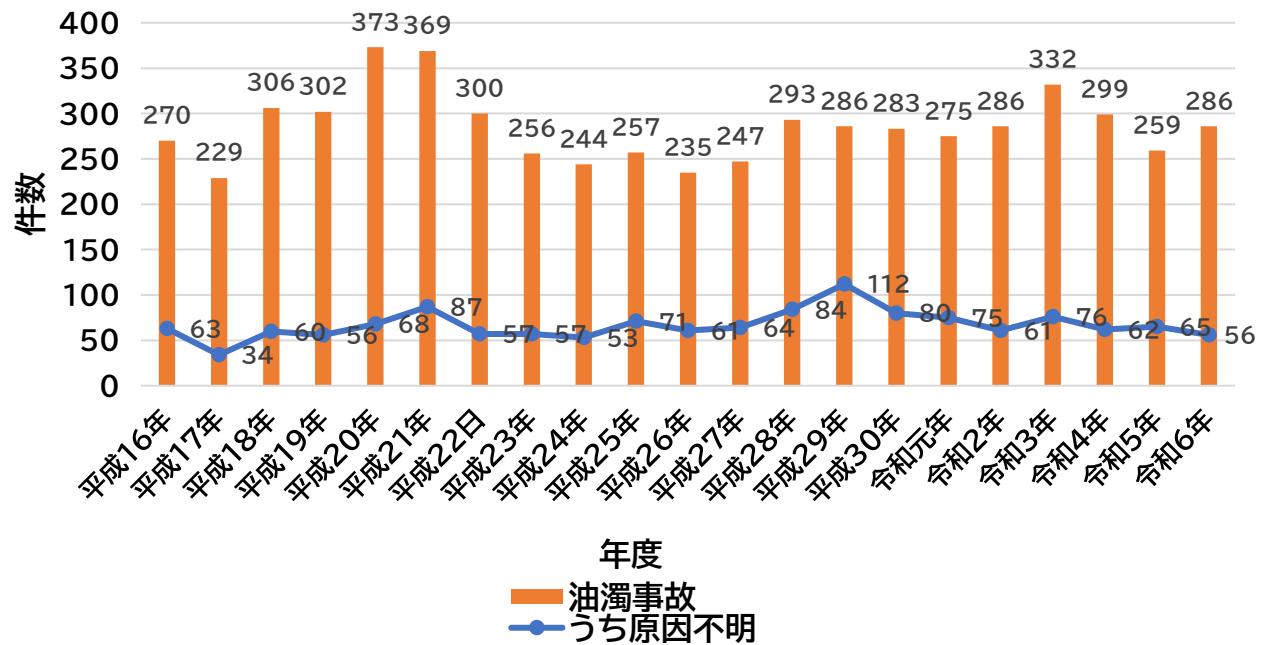


令和6年8月号



昭和50年第1号

海洋油濁事故確認数の推移



資料：海上保安庁「海洋汚染の現状」（確定値）に基づき機構で作成

漁業被害救済事業と防除清掃事業の原資（特定防除事業を含む）

これらの事業は、国、都道府県及び民間の拠出団体から毎年度支払われる拠出金により支えられています。

救済金の支給に要する費用：拠出団体

防除費の支弁に要する費用：拠出団体1／2、国1／4、都道府県1／4

特定防除費の支弁に要する費用：国1／2、都道府県1／2

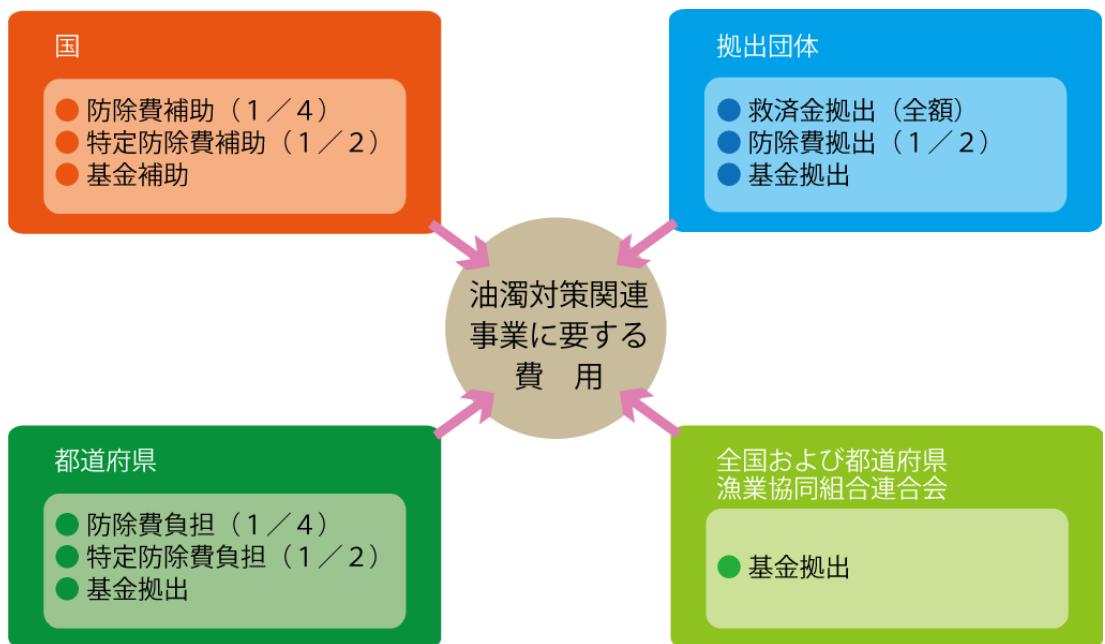
拠出団体 拠出団体は、次の民間団体です。

船舶（漁船を含む）関係団体等

（一社）日本船主協会、日本内航海運組合総連合会、（一社）日本旅客船協会、
 （公財）日本財団、（一社）大日本水産会、各漁業関係団体

陸上施設に係る事業関係団体等

石油連盟、電気事業連合会、（一社）日本鉄鋼連盟、
 （一社）日本経済団体連合会、（一社）日本電機工業会、
 （一社）日本自動車工業会、（一社）日本貿易会、
 （一社）日本産業機械工業会、石油化学工業協会、日本肥料アンモニア協会、
 日本化学繊維協会、（一社）セメント協会、（一社）日本ガス協会



海と渚の環境美化事業

～ きれいな海・豊かな海を次の世代に残していく～

青く豊かな海、美しい渚、その恵みをうけて生きる多様な生物、これらは「水の惑星」ともいわれる「地球」に住む80億の人類にとって貴重な財産です。海は生命の源で、豊かな生態系があり、海運・漁業等の重要な経済活動のみならず、レクリエーションや憩いの場としても大きな役割を果たしています。しかし、近年の途上国を含めた経済・産業活動の急激な発展は、地球規模で深刻な水環境の悪化、海洋プラスチックごみなどの非分解性の廃棄物の急激な増大をもたらし、世界中で海洋環境に深刻な影響を与えています。

このため、当機構は、次の世代にきれいな海・豊かな海を継承すべく、海と渚の環境美化活動に全力で取り組んでいます。以下、当機構がとり組んでいる各種事業について、御紹介します。

1 海と渚の清掃活動普及啓発事業

日本の海岸線の長さは約35,000km、地球の円周約40,000kmの8割超と大変長く、三陸のリアス式海岸で代表されるように、とても凹凸に富んだ地形をしています。また、黒潮、親潮、対馬暖流など日本列島は大きな海流にすっぽりと覆われています。さらに、日本列島は、夏には太平洋から日本列島に向けて吹く南東又は南西の季節風に、冬には大陸から日本列島に吹く北西の季節風に晒されています。このような自然環境は、日本列島の海に美しい景観と豊かで多様な海洋生態系を形成する一方で、外国起源を含めた海洋ごみを日本の周辺海域に集めるとともに、それらの海洋ごみを日本の沿岸域に漂着・滞留させやすい特性を有しています。

このように日本が置かれた特殊な環境下、海洋ごみ問題を解決するためには、誰かに任せることなく、1人1人が自ら具体的な行動を起こすことが大切です。海浜清掃は、その解決手段として、とても有効です。人類が出したゴミは、人類自らが率先して回収する。具体的行動はそれに尽きます。

全国に向けた海と渚の清掃活動の呼びかけ — 全国一斉海浜清掃 —

当機構では、海洋環境の保全意識の高揚を目的に、毎年、都道府県、都道府県漁業協同組合連合会等を通じて、全国のボランティア団体（地域の自治会・NPO、漁協、企業、学校等）に対して、海浜等の一斉清掃を呼びかけています。

また、希望する団体等には、清掃用の資材としてごみ袋を提供しています。



近年のごみ袋配布実績

(単位：万枚)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	大	小	大	小	大	小	大	小	大	小
自然物ごみ袋	18.5(11)	1.9	21.6(10)	2.6	21.1(10)	0.8	20(10)	0.8	22(10)	0.9
人工物ごみ袋	15.5(11)	0.5	16.2	2.3	15.6(10)	0.9	15.4(10)	0.8	17(10)	0.8
計	34(22)	2.4	37.8(10)	4.9	36.7(20)	1.7	35.4(20)	1.6	39(20)	1.7

注：()の内数は、JF マリソバ ソク及び共水連から提供いただいたものです。

全国一斉海浜清掃旗揚げ式

毎年、初夏の頃に全国豊かな海づくり大会の開催県において、開催県及び水産庁の協力を得て、同大会のイベントとして、全国一斉海浜清掃旗揚げ式を実施しています。本年は6月に三重県において実施しました。



令和7年度全国一斉海浜清掃旗揚げ式
(令和7年6月12日宿田曾漁港周辺)

2 環境・生態系維持・保全活動等調査事業

当機構では、毎年、以下の2つの調査を行い、その結果をHPで公開しています。



海浜清掃活動実施状況調査

この調査では、都道府県・市町村・民間団体の協力を得て、全国の海・湖・河川で実施された清掃活動の情報を毎年とりまとめています。具体的には、参加者数や清掃活動日、拾ったごみの数量等について報告を頂き、当機構で報告書としてとりまとめています。当機構の集計では、令和6年は27,799回、約59万人の方が、清掃活動に参加されました。なお、報告書は、当機構のホームページから御覧いただけます。

漁民の森づくり活動調査

この調査では、都道府県・市町村・民間団体の協力を得て、全国でとり組まれている「漁業者による森づくり活動」の情報を毎年とりまとめています。具体的には、参加者数や活動日、行った作業内容（植樹、枝打ち、下草刈りなど）等について報告を頂き、当機構で報告書としてとりまとめています。令和6年は、漁民の森づくり活動に6,500人が参加されました。なお、報告書は、当機構のホームページから御覧いただけます。

3 海洋プラスチック影響調査事業（国庫補助事業）

近年、日本周辺の海岸、河口、漁場では、廃発泡スチロールなどプラスチック廃棄物が環境を悪化させており、社会問題となっています。海洋へ流出するプラスチック廃棄物には漁具等の漁業系廃棄物も含まれていることから、誤って漁具が海洋へ流出した場合も、海洋環境への影響が少ない生分解性漁具の開発に取り組んでいます。



新素材（植物由来のプラスチック）で作った発泡フロー
ト（左）と、カキ養殖に使用する「まめ管」（右）

4 漁業における海洋プラスチック資源循環推進事業（国庫補助事業）

近年においても、使用済み漁具の処分は埋め立てや焼却がほとんどです。ただ、陸上における埋め立て処分場の確保は年々厳しくなっており、それについて、処分費用も上昇しています。そこで、当機構においては、埋め立てや焼却に代わる手法として、使用済み漁具のリサイクルを推進すべく、各種の普及啓発活動に取り組んでいます。



海洋プラスチック資源循環推進事業、啓発活動用のポスターを作成

発泡フローを圧縮処理。容積を
1/30に圧縮し、燃料ペレットの
原料にリサイクル

寄付・募金について

全国の美しい海と渚を守るため、みなさまの寄付金・募金が活躍しています。

- 毎年、全国の海岸で、多くの方が、清掃活動に参加されています。令和6年は27,799回、約59万の方方が、清掃活動に参加されました。私たちは、これらの活動組織とネットワークを形成し、清掃資材の配布、活動報告のとりまとめ、全国に向けた個々の活動の広報、清掃活動への参加の呼びかけを行っています。
- 豊穣で美しい海を後世に引き継ぐため、全国で「漁民の森づくり活動」が展開されています。毎年、多くの方が漁民の森づくり活動に参加されており、令和6年は、6,500人の方が参加されました。私たちは、毎年、この活動の成果をとりまとめ、全国の仲間にお返しして、連帯感をもって活動にとり組んでいただいています。
- 座礁した大型船から流出した油は、沿岸域の自然環境や住環境に大きな影響を与えるばかりか、漁業や観光、沿岸に立地した工場などの産業活動にも大きな影響を与えます。このような油濁事故に対処するため、私たちは、毎年、全国で専門家を講師とした油濁講習会の開催、事故時における油濁対策専門家の現地派遣等を行っています。

寄付・募金への協力のお願い(「海の羽根募金」も、その一環です)

地球規模の気候変動が海洋環境に大きな影響を与えると言われているなか、また、海洋プラスチックごみによる海洋生物、海洋生態系への深刻な影響が懸念されるなか、美しく健全な海を守っていく活動はこれまで以上に必要です。この活動を政府、国際機関、科学者だけに委ねるのではなく、私たち民間の仲間も、そして国民の一人一人が関心を持ちながら、具体的な行動を起こし、それを続けていくことが、とても大切です。



当機構は、1人1人のそんな想いを大切にし、何かお手伝いができれば良いなど、常に考えています。そんな多くの方の想いを形に表し、海洋環境の保全に向けて少しでも前に進めるよう、当機構への御寄付・募金をお待ちしています。

なお、当機構への御寄付・募金は、確定申告の際に、寄付金控除等の対象になります。詳しくは当機構HPまで。

[公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構 HP \(URL: https://www.umitonagisa.or.jp\)](https://www.umitonagisa.or.jp)

会員の募集

上記の活動を恒常的に御支援していただく方を、当機構の会員としてお迎えしています。是非、皆様も会員になってみませんか。（会員の皆様へは、1年を通じて、折りにふれて、各種活動報告をお送りさせていただきます。なお、会費は、寄附金として、寄付金控除等の対象になります。）

会費（いずれも年会費）

・法人会員 1口1万円

・個人会員 1口5千円

入会申込書

令和 年 月 日

公益財団法人海と諸環境美化・油濁対策機構

理事長 殿

貴機構の趣旨に賛同し、下記により入会を申し込みます。

住 所

団体名

代表者氏名

(印)

又は氏名

記

1. 年会費 円 (団体会員 1□1万円)

(個人会員 1□5千円)

2. 事務担当者

① 所属部課名

② 役職・氏名

③ 電話番号

④ FAX 番号

⑤ E-mail アドレス

- (注) 1. 団体、会社、地区漁協等の場合は事務担当者をご記入下さい。
2. 個人の場合は③～⑤のみをご記入下さい。



交通機関

- 千代田線「湯島駅」3番出口 徒歩5分
- 丸ノ内線「本郷三丁目駅」2番出口 徒歩8分
- 都営大江戸線「本郷三丁目駅」5番出口 徒歩7分
- 銀座線「上野広小路駅」A4番出口 徒歩8分
- J R山手線・京浜東北線「御徒町駅」 徒歩10分



公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構

〒113-0034

東京都文京区湯島2-31-24 湯島ベアビル7階

電話：03-5800-0130（総務・海洋環境）、03-5844-6551（油濁関係）

FAX：03-5800-0131

URL: [https://www.umitonagisa.or.jp](http://www.umitonagisa.or.jp) E-mail: info@umitonagisa.or.jp